

第6節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学 (NBC) 兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され

続けてきた。特に、従来の抑止が有効に機能しにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得・使用する懸念は、依然として強い。

1 核兵器

米ソ冷戦の最中、1962 (昭和37) 年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、1970 (昭和45) 年に発効した核兵器不拡散条約 (NPT) のもと、1966 (昭和41) 年以前に核爆発を行った国¹以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった²。

現在、NPTは191の国と地域³が締結しているが、かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で⁴、インド、イスラエル及びパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいる。また、北朝鮮はこれまで6回の核実験の実施を発表し、核兵器の開発・保有を自ら宣言してきた⁵。

18 (平成30) 年2月、トランプ政権が発表した「核態勢の見直し」(2018NPR) では、「核・生物・化学兵器の世界的な究極的廃絶を支持する取組にコミットし続ける」と表明するとともに、NPTは核の拡散防止体制の中心であり、NPTの義務を順守し、NPT体制の強化に取り組むことを確認している。

10 (平成22) 年4月に米露両大統領が署名し、11 (平成23) 年2月に発効した新戦略兵器削減条約⁶について、トランプ政権は、本条約の履行継続を表明しているが、期限を迎える21 (令和3) 年以降の方針については同条約の延長を含め明らか

にしていない。英国は、10 (平成22) 年10月、「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) において、保有する核弾頭数を削減するとしており、15 (平成27) 年11月の「NSS・SDSR2015」においても、核弾頭を削減する方針に変わりがないことが確認されている。

核物質その他の放射性物質を使用したテロ活動に対応する、いわゆる「核セキュリティ」分野では、オバマ米大統領 (当時) の提唱で開始された核セキュリティ・サミットがこれまで4回開催されており、16 (平成28) 年3~4月に開催された最後のサミットでは、核テロの脅威が依然として国際社会の喫緊の課題であるとの認識を共有するとともに、サミット終了後も、核物質が非国家主体の手に渡ることを防ぐため、継続的に取組む必要性などを明記したコミュニケが採択された⁷。トランプ政権も、核テロに対抗するため、同盟国、パートナー国及び国際機関との協力を促進することなどを表明している。

トランプ政権は19 (平成31) 年2月、ロシアによる中距離核戦力 (INF) 全廃条約 (中射程、及び短射程ミサイルを廃棄するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約) の違反を理由に同条約上の義務を停止し、6か月後に脱退することを通知する旨表明した。ロシアは、米国による脱退通告を受けて、同年3月、同条約の義務

1 米国、ソ連 (当時、現在はロシア)、英国、フランス、中国。ただし、フランス及び中国のNPT加入は1992 (平成4) 年

2 NPT第6条は、各締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定

3 19 (令和元) 年5月現在

4 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ

5 北朝鮮は、1993 (平成5) 年にNPTからの脱退を宣言した後、一旦同宣言の効力を停止すると発表したが、03 (平成15) 1月、かかる停止の終了を通告した。05 (平成17) 年9月に採択された六者会合の共同声明において、北朝鮮は、NPTに早期に復帰することを約束したが、その後、6度の核実験実施を発表した。

6 同条約は、条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで削減することなどを内容とするものである。米露とも18 (平成30) 年2月をもって削減目標を達成しており、直近で公表された19 (同31) 年3月現在の数値については、米国の配備戦略弾頭が1,365発、配備運搬手段が656基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭が1,461発、配備運搬手段が524基・機となっている。

7 核セキュリティ・サミットで、今後IAEAが国際的な核セキュリティの取組において中心的役割を果たすことが確認されたことを受けて、16 (平成28) 年12月、ウィーン (オーストリア) でIAEAの主催により「核セキュリティに関する国際会議」が開催され、130か国及び17国際機関・団体から2,000人以上が参加した。

履行を停止する旨米国に通知したことを発表した。こうした中、米国のポンペオ国防長官は同年8月2日、ロシアが完全かつ検証された形でINF全廃条約の義務の遵守に回帰していないとして、同条約第15条に従う米国の脱退は効力を発生した旨公表した。また、エスパー国防長官は同日、これまで同条約で発射試験や生産・保有が規制されていた、中距離射程を有する通常弾頭搭載地上発射型巡航・弾道ミサイルの開発を追求する旨公表した。ロシアは米側の脱退により同条約が失効したことを確認するとともに、世界の緊張を高める責任は全て米国に帰すると非難した。その上で、

戦略的安定性の確保及び安全保障に関する完全な対話を再開させることは必須であり、その用意がある旨言及した。また、21（令和3）年に期限を迎えることとなる新戦略兵器削減条約の今後の見通しも不透明な状況にあり、引き続き、米露間における核戦力の軍備管理・軍縮をめぐる動向に注視していく必要がある⁸。また、中国は保有する核弾頭数を増加させるとともに、多様な運搬手段の開発・配備を行い⁹、核戦力の能力の向上を継続しているとされ、今後、米露だけでなく、中国なども含む形で、国際的な軍備管理・軍縮の取組が重要であると考えられる。

2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。例えば、海水の淡水化に使用されるろ過器は生物兵器の製造を目的とした細菌の抽出に、金属メッキ工程に使用されるシアン化ナトリウムは化学兵器製造に悪用される可能性がある¹⁰。生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段¹¹を求める国家やテロリストなどの非国家主体にとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②暴露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類及び使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している¹²。

生物兵器については、生命科学の進歩が誤用又は悪用される可能性なども指摘されており、こうした懸念も踏まえ、例えば、米国では09（平成21）年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針を策定し¹³、病原菌や毒素の管理を徹底させる措置¹⁴をとることとした。

化学兵器については、イラン・イラク戦争中に、イラクが、マスタードやタブン、サリン¹⁵などを繰り返し使用したほか¹⁶、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾¹⁷などが存在していたとされる¹⁸。また、13（平成25）年8月、軍と反政府派が衝突していたシリア・ダマスカス郊外において、サリンが使用された¹⁹。シリア政府は化学兵器の使用を否定したが、米露合意を受けて化学兵器禁止条約（CWC）に加入

Chemical Weapons Convention

8 19（令和元）年5月、米露外相会談後の共同記者会見において、ポンペオ米国防長官は、米露間で、新戦略核兵器削減条約の延長に加え、より広範囲な軍備管理について協議を進めることで合意したと述べた。また、6月の米露首脳会談では、新たな核軍縮の枠組みに向けて協議を継続することを確認し、トランプ大統領は中国も加えるべきと主張したとされる。

9 中国の弾道ミサイル開発については、I部2章2節2項参照

10 これらの生物・化学兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品・技術は、国際的な輸出管理を行う枠組み（オーストラリア・グループ）により、わが国を含む加盟国の国内法令によって輸出が管理されている。

11 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など

12 防衛庁（当時）「生物兵器対処に係る基本的考え方」（02（平成14）年1月）

13 09（平成21）年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針である「生物学上の脅威に対する国家戦略」が発表された。オバマ米大統領（当時）は10（平成22）年1月の一般教書演説で、生物テロや感染症に迅速かつ効果的に対応するための新たなイニシアティブを立ち上げていると述べた。

14 米大統領令（10（平成22）年7月2日）

15 マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤

16 イラクは1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧的手段として化学兵器を使用し、特に1988（昭和63）年のクルド人の村に対する化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

17 化学剤の原料となる比較的有害ではない2種類の化学物質を別々に充填した兵器で、発射の衝撃などでこれらが弾頭内で混合され、化学反応が起き、化学剤が合成されるように考案されたもの。当初から化学剤を充填したものに比較して貯蔵、取扱が容易である。

18 09（平成21）年2月、イラクは化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）の締約国となった。

19 「国連シリア化学兵器使用疑惑調査団最終報告書」（13（平成25）年12月12日）

した。その後、化学兵器禁止機関（OPCW）²⁰の決定²⁰及び安保理決議²¹に従い、化学剤の国外搬出など国際的な努力が行われ、15（平成27）年6月、米海軍輸送船「ケープ・レイ」で実施されていたサリンやVXなどの廃棄作業が完了した²²。また、シリア内戦における化学兵器の使用者を特定するため、15（平成27）年8月、国連安保理は国連とOPCWの合同調査メカニズムを設立する決議が採択され、同調査メカニズムによる捜査が進められた。16（平成28）年11月には、同調査メカニズムの活動任期が、1年間延長され、化学兵器の使用責任の特定による化学兵器の再使用阻止の努力が続けられた。同調査メカニズムは、シリアにおける6件の化学兵器使用事案の責任者を特定し、そのうち4件がシリア政府軍によるもの、残りの2件がISIL²³によるものとされている²⁴。特に、17（平成29）年10月の報告書で、同年4月にシリアのハーン・シェイフーンにおいて再びサリンが使用された件について、シリア政府に責任があると結論づけた。同調査メカニズムについては、17（平成29）年11月、活動任期更新の安保理決議が否決され活動を終了した。

一方、その後もシリアにおける化学兵器の使用事案は継続しており、18（平成30）年4月には、シリアの東グータ地区で化学兵器が使用された疑いが指摘されていた²⁵。同月、米英仏3か国はアサ

ド政権が化学兵器を使用したと判断し、シリアの化学兵器関連施設に対して攻撃を行った²⁶。

CWCに加盟せず、現在もこうした化学兵器を保有しているとされる主体として、例えば、北朝鮮がある。また、95（平成7）年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01（平成13）年の炭疽菌入り郵便物事案や04（平成16）年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。さらに、17（平成29）年2月に発生した金正男氏の殺害事件において、マレーシア警察は、遺体からCWCにおいて生産・使用などが禁止されたVXが検出されたと発表した。18（平成30）年3月に起きた英国での元ロシア情報機関員襲撃事件をめぐっては、ロシアが開発した軍用の化学兵器「ノビチョク」が使用されたとして、英国はロシアが関わった可能性が極めて高いなどと非難したほか、対抗措置として欧米諸国がロシア外交官を追放した。18（平成30）年9月、英国は米仏独との共同声明を発表し、特定された容疑者2名が露軍参謀本部情報総局の職員であると確信しており、露政府上層部による承認を得て行われた可能性が高いなどとして、ロシアによる関与をあらためて強調した。

3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段としても使用されるものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を

有しているため、有効に対処するには極めて精度の高い迎撃システムが必要である。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高く、また、軍事的対峙^{たいじ}が継続している地域の緊

²⁰ OPCW執行理事会特別会合（第33回及び34回）

²¹ 国連安保理決議第2118号

²² OPCWによるとサリンやVXガスなど毒性が極めて強い「カテゴリーI」に分類された化学物質600トンが廃棄されたと報告されている（14（平成26）年8月19日、OPCW事務局長声明）。16（平成28）年1月、シリア政府が申告した全ての化学兵器の廃棄が完了したとOPCWは報告している。

²³ ISILについては3章7節参照

²⁴ 国連とOPCWの共同調査メカニズム（JIM）は報告書において、シリア政府軍がティルメナス（14（平成26）年4月）、サルミーン（15（平成27）年3月）、クミーナース（15（平成27）年3月）において塩素ガス、ハーン・シェイフーン（17（平成29）年4月）においてサリンを使用したことを断定している。また、ISILが、マレーア（15（平成27）年8月）、ウンム・ホーシュ（16（平成28）年9月）においてマスタードガスを使用したと断定している。16（平成28）年2月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、本事案へのISILの関与を指摘するとともに、シリアにおいて非国家主体が化学物質を戦闘に使用していると評価した。

²⁵ 本件につき、18（平成30）年4月10日、米国が提案した、化学兵器使用者を特定する国連独立調査メカニズムを設置する決議案が国連安保理で採決されたが、ロシアの拒否権行使により否決された。

²⁶ 米英仏3か国による軍事行動を含むシリア情勢全般については、3章7節参照

張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威嚇いかくの手段としても利用される。

近年、こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストなどの非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘されている²⁷。巡航ミサイル

は、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造又は改造を行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難とされている²⁸。さらに、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶などに隠匿いんとくして、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる²⁹。

4 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。例えば、通常戦力の整備に資源を投入できないため、これを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なりスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性が高いことが懸念されている。例えば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、ダーティボム³⁰などをテロの手段として活用する危険があり、テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用について、各国で懸念が共有されている³¹。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。例えば、04(平成16)年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。また、北朝鮮は、シリアの秘密裡の核関連活動を支援していたとの指摘もある³²。

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3(CSS-2)、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。また、パキスタンのガウリやイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが基になっていると指摘されている。さらに、北朝鮮によるイエメンのホーシー派への通常兵器や弾道ミサイルの提供、シリアにおける北朝鮮の弾道ミサイル技術者の活動や、化学兵器製造施設で使われることのある特殊なタイルなどの北朝鮮からシリアへの移転のほか、北朝鮮とミャンマーとの弾道ミサイルシステムの取引を含む軍事面での関係の継続が指摘されている³³。

27 06(平成18)年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、巡航ミサイルを使用したとされる。また、イスラエルは11(平成23)年3月、臨検した貨物船から対艦巡航ミサイル6発などを発見した旨発表している。

28 米議会調査局「巡航ミサイルの拡散」(05(平成17)年7月28日)

29 米国防省が発表した「MDR 2019」では、北朝鮮が開発しているICBMのほか、ロシアや中国の各種弾道ミサイル、極超音速兵器及び巡航ミサイルが米国や同盟国にもたらす脅威に対抗していくとしている。

30 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

31 こうした懸念を踏まえ、04(平成16)年4月には、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、全ての国が支援の提供を控え、これらの活動を禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することなどを決定する旨を定めた安保理決議第1540号が採択された。また、07(平成19)年7月には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が発効している。

32 14(平成26)年1月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮が(07(平成19)年に破壊された)シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮の拡散活動の範囲を示すものである」としている。国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)は11(平成23)年5月、シリアで破壊されたこの建物について、IAEAに申告すべき原子炉であった可能性が極めて高いと評価する旨報告した。

33 18(平成30)年3月及び19(平成31)年3月に公表された国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書

この点、過去、北朝鮮が発射実験をほとんど行うことなく、弾道ミサイル開発を急速に進展させてきた背景として、外部からの各種の資材・技術の北朝鮮への移転の可能性が考えられる。また、弾道ミサイル本体及び関連技術の移転・拡散を行い、こうした移転・拡散によって得た利益でさらにミサイル開発を進めているといった指摘³⁴もある。

大量破壊兵器などの移転・拡散に対して、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器などに関連する活動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査

察を受け入れさせ、又は、大量破壊兵器などの計画を廃棄させることにつながっている³⁵。一方、近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正輸出する際に、書類偽造、輸送経路の多様化、複数のフロント企業や仲介人の活用などを行い、国際的な監視を回避しつつ、拡散活動を継続していると指摘されている。また、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開発・製造に応用し得る先端技術を手に入る、無形技術移転も懸念されている³⁶。

5 イランの核問題

イランの核問題は、国際的な不拡散体制における重大な課題である。02（平成14）年、イランが長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵器の開発につながり得るウラン濃縮などの活動を行っていたことが明らかとなった。03（平成15）年以降、イランに対し、ウラン濃縮活動の停止などを求めるIAEA理事会決議及び国連安保理決議が採択されてきたにもかかわらず、イランはウラン濃縮関連活動を継続していた。

しかし、13（平成25）年6月、イランの大統領選挙においてローハニ候補が選出され、E3+3（英仏独米中露）との協議を進めた結果、13（平成25）年11月、核問題の包括的な解決に向けた「共同作業計画」（JPOA）Joint Plan of Actionの発表に至り、14（平成26）年1月から同計画の第一段階の措置の履行が

開始された³⁷。

15（平成27）年4月2日には、スイス・ローザンヌで行われた協議の結果、最終合意の主要な要素について合意に至り、同年7月14日、ウィーンにおいてイランの核問題に関する最終合意「包括的共同作業計画」（JCPOA）Joint Comprehensive Plan of Actionが発表された。これを受け、同年7月20日にはJCPOAを承認する国連安保理決議第2231号が採択された。本合意においては、イラン側が濃縮ウランの貯蔵量及び遠心分離機の数の削減や、兵器級プルトニウム製造の禁止、IAEAによる査察などを受け入れる代わりに、過去の国連安保理決議の規定が終了し、また、米国・EUによる核関連の独自制裁の適用の停止又は解除がなされることとされた³⁸。

16（平成28）年1月16日、IAEAがイランによ

34 北朝鮮による大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散について、14（平成26）年1月の米国家情報長官「世界脅威評価」は、「北朝鮮が弾道ミサイルや関連物資をイランやシリアを含む複数の国家に輸出していることや、(07（平成19）年に破壊された）シリアにおける原子炉の建設を援助したことは、北朝鮮による拡散の範囲を示すものである」と指摘している。また、18（平成30）年5月の米国防省が議会に提出した「朝鮮民主主義人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する報告」は、ミサイルなどの兵器販売が兵器開発のための重要な外貨獲得源になっていること、北朝鮮が国連安保理決議に基づく各国の取組を迂回するため、複数のダミー企業などを介した輸送などのさまざまな手法を利用していることを指摘している。

35 リビアは、03（平成15）年3月から、米国及び英国と水面下で協議を重ねた結果、同年12月、全ての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06（平成18）年8月には、IAEA追加議定書を批准するなどしている。一方、多国籍軍によるリビアに対する軍事行動を受けて、北朝鮮は11（平成23）年3月、リビアにおける大量破壊兵器の破棄方式を、武装解除させようと軍事的に襲撃する「侵略方式」だと批判した。

36 16（平成28）年2月の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書は、北朝鮮は1996（平成8）年以降の20年間に30人以上の技術者を国連宇宙部が技術支援を行っているアジア太平洋宇宙科学技術教育センターに派遣し、衛星通信や宇宙科学及び大気科学、衛星航行システムなどの研究プログラムに参加させており、こうした宇宙科学や衛星システムの知見が弾道ミサイル技術の向上に寄与していると指摘している。

37 第一段階の措置は、6か月間にわたり、イランが、(1) 現存する濃度約20%の濃縮ウランの備蓄のうち、半分を酸化物として保持し、残りを5%未満に希釈する、(2) 5%を超えるウラン濃縮を行わない、(3) ウラン濃縮施設や重水炉における活動を進展させない、(4) IAEAによる監視強化を受け入れることなどを実施する見返りとして、EU3+3が限定的な制裁緩和を行うことなどを内容とする。

38 JCPOAにおけるイランに対する主な核関連の制約としては、ウラン濃縮関連では、ウラン濃縮のための遠心分離機を5,060基以下に限定すること、ウラン濃縮の上限を3.67%にするともに、保有する濃縮ウランを300kgに限定すること、プルトニウム製造に関しては、アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済核燃料は国外へ搬出すること、研究開発を含め使用済核燃料の再処理は行わず、再処理施設も建設しないことなどが含まれる。ケリー米務長官（当時）によれば、本合意により、イランのブレイクアウトタイム（核兵器1個分の核燃料の製造にかかる期間）は、JCPOA以前の90日以下から、1年以上になる。また、JCPOAはあくまで核問題にかかる合意であるため、国際テロ、ミサイル、人権問題などにかかる制裁は停止又は解除されるものに含まれない。これに対し、イスラエルのネタニヤフ首相は15（平成27）年10月の国連総会の一般討論演説において、イランの核合意は戦争の可能性を高めているとして激しく非難した。また、米国においては、議会の過半数を占める共和党が合意に反対していたが、大統領の拒否権を覆す上下両院での3分の2以上の不承認支持には至らず、合意の不承認は回避された。

るJCPOAの履行開始に必要な措置の完了を確認する報告書を発表したことを受け、米国はイランに対する核関連制裁を停止し、EUは一部制裁を終了したほか、安保理決議第2231号に基づき、イランの核問題にかかる過去の国連安保理決議の規定が終了した。

その後も、IAEAは、イランが合意を順守していることを累次確認しているが、トランプ米大統領は18(平成30)年5月、現在のイランとの合意では、完全に履行されたとしても短期間で核兵器を完成させる寸前までたどり着ける、また、弾道ミサイル開発への対応に失敗しているなどと指摘したうえで、米国は合意から離脱すると表明した。トランプ政権は同年11月に、JCPOAの下で解除されていた制裁を全て再開³⁹するとともに、米国はイランと新しくより包括的な合意(ディール)を行う用意があるとし、イランに対して交渉の

テーブルに着くことなどを要求している。一方、イランは米国による制裁の再開に反発し、19(令和元)年5月、JCPOAから離脱するつもりはないとしつつ、JCPOAの一部義務の停止を発表した。これを受け、米国はイランに対し鉄鋼やアルミニウムなどの分野で新たな制裁を科した。また、同月、米国は自国の部隊や利益などに対するイランの脅威に対応するためとして、空母打撃群及び爆撃機部隊などを米中央軍に派遣するなど、両国の間では緊張が高まっている⁴⁰。このような中、EUや英仏独はイランにJCPOAのさらなる離反を回避し、JCPOAを維持するよう求めている。また、安倍内閣総理大臣は19(令和元)年6月12日から14日までイランを訪問してローハニ大統領やハメネイ最高指導者と会談し、緊張緩和や情勢の安定化を働きかけた。引き続き、イラン情勢をめぐる今後の動向を注視していく必要がある。

第7節 国際テロリズム・地域紛争などの動向

1 全般

1 最近の動向

グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体に影響を及ぼす不安定要因として拡大するリスクが増大している。

世界各地において、民族、宗教、領土、資源などの問題をめぐる紛争や対立が、依然として発生又は継続している。とりわけ、政権交代に伴う権力闘争が部族間、宗派間、党派間の対立を生起又は助長させるとともに、こうした対立が、経済・社会格差や高い失業率などに対する国民の不満を背景に、長期化・過激化する例がみられる。そして、こうした紛争や対立に伴い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困などが、紛争当事国にとどまらず、

より広い範囲に影響を及ぼす場合がある。

また、政情が不安定で統治能力がぜい弱な国において、国家統治の空白地域がアルカイダや「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)をはじめとする国際テロ組織の活動の温床となる例も顕著にみられる。こうしたテロ組織は、不十分な国境管理を利用して要員、武器、資金などを獲得するとともに、各地に戦闘員を送り込んで組織的なテロを実行させたり、現地の個人や団体に対して何らかの指示を与えたりするなど、国境を越えて活動を拡大・活発化させている。さらに近年では、インターネットなどを通じて世界中に暴力的過激思想を普及させている。その結果、欧米などの先進国において、社会への不満から若者がこうした暴力的過激思想に共感を抱き、国際テロ組織に戦闘

39 具体的には、イラン政府による米ドル購入の禁止、イランからの石油・石油製品・石油化学製品の購入の禁止、イラン中央銀行などの金融機関との取引の禁止などが含まれる。19(令和元)年5月には、一部国・地域への石油等の購入の禁止に係る適用除外措置も廃止された。

40 19(令和元)年6月、ホルムズ海峡付近において日本関係船舶を含む民間船舶が攻撃を受ける事案が発生した。米国はイラン又はその代理勢力が実施したと指摘する一方、イランはこれを否定している。また、同月、米国の無人偵察機がホルムズ海峡上空でイランの地对空ミサイルに撃墜される事案が発生した。米国は、同機が国際空域で撃墜された旨主張する一方、イランは同機が領空侵犯したために撃墜したと主張している。